

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和5年度

株式会社センター
鶴見なのはな保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果の概要

①第三者評価機関名

| |
|-----------|
| 株式会社フィールズ |
|-----------|

②施設・事業所情報

| | |
|------------|---|
| 名称: | 鶴見なのはな保育園 |
| 種別: | 地域型保育事業 |
| 事業所代表者氏名: | 高野 薫 |
| 定員(利用人数): | 定員12名(利用者11名) |
| 所在地: | 〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央5-27-8 グレイス鶴見第3 1階 |
| TEL/FAX: | 045-642-7731 / 045-642-7731 |
| ホームページ: | https://www.centerjp.com/tsurumi/ |
| 開設年月日: | 2020年4月1日 |
| 経営法人・設置主体: | 株式会社センター |

| | | | |
|-----|----------|---------------------------------------|--------|
| 職員数 | 常勤/非常勤 | 常勤:5名 | 非常勤:8名 |
| | 専門職員(名称) | 園長:1名 保育士:8名 准看護師:1名 調理師:1名 調理員:2名 | |

施設状況

| | |
|---------|---------|
| 保育室:1室 | トイレ:2箇所 |
| 調理室:1箇所 | 事務室:1室 |
| 園庭:なし | |

③理念・基本方針

| |
|---|
| <p>経営理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの最善の利益を第一目的とし、最高水準の保育の質を追求し、維持します。 ○保護者や地域社会から信頼される保育所を運営します。 ○質の高い保育所の運営を長期的に実施できる体制を構築します。 <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○創意工夫により、常に改善を行い、保育の質を継続的に向上させます。 ○経営力と創意工夫により、保育の質と維持・向上とスリムな経営体質を両立させます。 ○従業員がストレスなく、長期に勤務できる労働環境を整備します。 |
|---|

④施設・事業所の特徴的な取組

園の保育目標を「明るく健やかな子ども」「感性豊かな子ども」「思いやりのある子ども」と掲げ、保育所保育指針に基づき、子どもの最善の利益を第一に考えた保育を行っています。鶴見なのはな保育園が家庭の次に安心して過ごせる場所であるよう努めています。そして家庭との連絡を密にしながら、お子さんの成長を共有し、保護者と共に成長を喜び合える関係でありたいと思っています。

- ・縦割り保育…1.2歳児は学年に関係なく一緒に過ごしています。異学年が関わることで思いやりの気持ちが芽生えたり、刺激を受けたりしています。
- ・地域との交流…夏には町内会主催のお祭りに参加し、地域の方々と一緒に山車を引いたりしながら町内をまわったり、ハロウィンでは仮装した可愛い姿を近隣の店舗等に見せに行ったり、勤労感謝の日には近くの消防署派出所に感謝の手紙を持って訪問しています。また、公園での戸外遊びや図書館に絵本を借りに行く経験等から公共施設の利用マナー等も幼児なりに学んでいます。連携園との交流も行っており、園庭開放に参加し、遊びを通して交流を深めています。
- ・絵本貸し出し…週末に1人1冊、絵本の貸し出しを行っています。絵本を通して週末に親子で向き合うきっかけ作りになればと始めました。また、子どもたちの興味の幅を広げてもらいたいという思いもあり、職員のお勧めの絵本を紹介し、貸し出しています。
- ・誕生会…月毎ではなく、その子の誕生日を祝います。希望があれば、保護者にも参加していただき、日頃の保育園での様子を見てもらっています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和5年6月26日

訪問調査日：令和5年11月2日

評価結果確定日：令和6年1月23日

受審回数(前回の時期)

- 回(前回： 年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)小規模園の特徴を生かして子どもの成長を見守っています

小規模保育園、ワンルームの特徴を生かし、年齢、月齢だけではなく、子どもの心身の育ちに配慮して、一人ひとりに手厚い保育を実施しています。職員は子どものさりげないしぐさや表情から、その気持ちに共感して、時には代弁して子どもの安心感に繋げています。園全体で子どもの情報を共有することで、一人ひとりの子どもへの保育に繋げています。そして、肯定的な言葉がけを心がけ、子ども自身が自分は大切にされているという自己肯定感が育まれています。園全体で子どもの成長を見守っています。

2)園の事業計画の一部を保護者と共有して実施できるように取り組んでいます

園では、今年度から数年かけてSDG'S（持続可能でよりよい世界を目指す17の国際目標）の活動を始め、園なりの取組を進めています。そして、子どもへの取組方を解説したプリントを保護者に配付しています。さらに、家庭でもできる子どもと一緒に出来る取組を進めています。地球規模の課題に、自分たちが出来る取組を園、保護者と共に考え、触れ、共有できる機会を設けています。

3)絵本を通じて、親子のコミュニケーションを豊かにできるように工夫しています

園には多くの絵本があり、本の貸し出しをしています。絵本を通じて子どもが好きなものだけではなく、色々な事に興味を持って視野を広げる事や、情緒の発達に役立てています。そして、貸し出した絵本の読み聞かせを保護者にしてもらうことで、親子のコミュニケーションが深まる機会になっています。さらに園から保護者に向けて保護者の思いに沿った本をお勧めするなどして、親子の支援にもつなげています。訪問時、図書館職員が来園して本の読み聞かせや手遊びをし、子どもたちが集中して楽しんでいる姿が見られました。

4)虐待防止に関する措置を保護者に明示することを期待します

虐待など権利侵害の禁止や児童虐待防止法を遵守することなど、保護者に対して十分な説明が行われていません。虐待とは何か、権利侵害とは何か等を重要事項説明書などの配布物に明示することが望まれます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

開園4年目を迎えた今年度、初めての第三者評価受審となりました。
この第三者評価受審を通して、保育の運営、保育の見直しや振り返りの機会を与えていただき課題点や改善点を見つけることができました。
その中でも評価いただいた点は、職員の励みにつながりました。今後も園長を中心とした職員間の連携を大切に更なる保育の質の向上に努めていきたいと思っております。
最後になりましたが、利用者アンケートにご協力いただきました保護者の皆様、適宜ご指導や相談に乗って下さった株式会社フィールズの皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- *全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- *評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

- I 福祉サービスの基本方針と組織
- I-1 理念・基本方針
- I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

| | | |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 | a |
|---|-----------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
 - ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
 - イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

法人は保育所保育指針を前提に、安心、安全な保育を掲げ、保育方針はホームページに掲載しています。園の玄関や事務室に理念、方針、目標を掲示しています。職員は、新入職員として採用された際に研修を受けるほか、園内研修で理解を深めています。理念、方針は園の事業計画や指導計画を策定する際に確認するとともに、日々の保育で実践に努めています。保護者には入園時に配布する重要事項説明等で理念、保育方針、保育目標を説明しています。保育室にも理念、保育目標、方針を保護者からの要望で掲示し、保護者にも園の方針が浸透している様子がみられます。

- I-2 経営状況の把握
- I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

| | | |
|---|---|---|
| 2 | I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | a |
|---|---|---|

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

社会福祉事業全体や地域の動向、施設としてのマーケティングについて、園長は法人と共に、情報収集しています。園長は、鶴見区の園長会、行政などから地域の各種福祉計画の策定に関する情報を入手し、自園の利用者の推移などを分析して、行政と情報を共有しています。園の見学者や保護者との会話、地域の自治会など多方面から地域の情報収集をしています。園長は毎月の諸経費の管理に努め、園内でも職員自身ができる節約に力を入れています。

第三者評価結果

3 I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
 - ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 - イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 - ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 - エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

職員体制、人材育成、財務状況など園の運営状況や現状分析に基づき、課題を抽出し、改善に向けた協議を行っています。抽出された課題については、園長と法人で情報共有し、改善に向けて協議を行っています。法人代表と職員との定期的な面談で、園の運営環境について伝えていきます。鶴見区の課題として、0歳児受け入れの人数については、毎年受け入れ定員枠を増やすなどして対応し、解決に向けて取り組んでいます。今年度より法人内で園長研修も行われ、より多くの情報を得る事が可能になり、園長による職員への園内研修を通じて運営について周知し、園の運営課題の改善に取り組んでいます。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

a

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

法人と園の中長期ビジョン、「こどもの最善の利益を追求してゆく」を基に、園独自の令和5年から令和7年の中期計画が作成されています。優先課題・重要課題として自園の保育観の確立、人材育成制度の2点を掲げ、具体的な取組について明記しています。また、前年度からの実施状況や内容から、継続的な取組として課題を6点掲げ、新しい取り組みとして地域、子育て支援について2点を掲げています。

第三者評価結果

| | | |
|---|--------------------------------------|---|
| 5 | I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 | a |
|---|--------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
 - ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
 - イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
 - ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
 - エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

単年度の事業計画は、法人の基本理念、保育理念を基に園として、これらを達成するために、どのように保育を実践していくのか、保育内容、健康管理、安全、環境問題、保護者支援、地域への貢献などについて、日々の実践に即した具体的な行動計画と、内容によっては具体的に数値を明示して策定しています。行事の内容は職員ミーティングを通じて振り返りをして次年度の計画に生かしています。園では、園の自己評価からも前年度を振り返り、実施内容の評価と、次年度への計画につなげています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

| | | |
|---|--|---|
| 6 | I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 | b |
|---|--|---|

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

職員の日々の声、実施内容、面談、自己評価などから園長が状況を把握して事業計画につなげています。事業計画について職員には園内研修で周知をしています。事業計画は保護者アンケートの結果や、実施する内容に沿って開始時期を決め、年度内に解決できないことは、内容、方法を職員間で検討して次年度の継続計画につなげています。園はパート職員が多いため勤務日、時間に制限があり、全体への周知に時間がかかるので、周知、徹底の強化の工夫に取り組んでいます。

第三者評価結果

7 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

a

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画の内容に沿った、保育活動についての取組は、園の方針を園だより、食育だより、ほけんだよりなどで保護者にわかりやすく説明しています。また、運営委員会、保護者会で資料や口頭で伝え、欠席した保護者には後日資料を配布して内容の共有に配慮しています。年度初めには年間の行事計画を配布して保護者参加行事にきてもらって集団のなかでの子どもの育ちを見てもらうようにしています。さらに重要事項説明書に具体的な園の保育への取組を記載し、周知、説明の工夫をしています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
- イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

月次の振り返りと次月の指導計画について職員会議で共有しています。園長が確認、承認した各指導計画は全職員で共有し、保育に生かしています。また、これらの情報は連絡ノートや議事録に記載し、回覧をして周知に努めています。年度末に職員は保育者のための自己評価チェックリストによる振り返りを実施しています。自己評価結果は集計し、年度末の職員会議で分析し、園全体の課題抽出を実施して、次年度の事業計画に反映しています。

第三者評価結果

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

a

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

園の自己評価から抽出された取り組むべき課題については、自己評価結果の最後にまとめ、職員全体で共有しています。また、行事後の保護者アンケートなどの結果からも課題を把握するようにしています。そして、自己評価や職員会議などで明確になった課題については、園長面談で確認し、次年度の目標につなげています。行事をはじめ園運営の進捗状況に応じては、保護者からの意見、要望などを参考にして職員と改善策を検討し、見直しを行っています。園は、パート職員など勤務体制が様々な職員にも、課題内容、取組が確実に周知できるように工夫を重ねています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は、法人のビジョンに沿った園独自の「保育理念」「保育方針」「保育目標」を作成し、園内に掲示し、園運営、保育への取組等を明確にしています。年度初めの会議では、どのように保育に取り組んで欲しいか方向性を伝え、読み合わせをして同じ気持ちで保育に取り組めるように努めています。就業規則には、所属長（代表取締役を含）として指揮監督の権限を有するとあり、運営規定にも責任者としての項目があります。また有事の役割分担、(代行)を明確にして職員に周知しています。事務全般は園長がを担当し、利害関係者との適切な関係を保持しています。

第三者評価結果

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
 - b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は遵守すべき法令を理解し、就労規則に記載される賞罰などに基づいて利害関係者との適切な関係を保持しています。また、法人の系列園園長が集まる会議などで園運営に関する情報や法令等の変更点などが共有されています。法人の定める各種規定は職員にも配布され、必要に応じて誰もが確認できる環境を整えています。園長は法令について区の管理職研修等に参加し、職員には職員会議などで他園の事例を基にするなどして周知に努めています。出納関係についても園長、職員とチェックを行っています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

日々のミーティングに園長も出席し、保育の現状と課題の把握、確認を行い、保育の質について見直しています。園長は保育、調理の場にも入って現状を把握し、職員がチームで課題の改善に取り組めるよう、助言をしています。職員に外部研修参加を促し、園長自身も食品衛生責任者、防火管理者などの資格を取得しています。小規模園の職員連携の良さを活用し、研修や振り返りを通して保育に生かし、園全体で保育の質の向上に努めています。

第三者評価結果

| | | |
|----|--|----------|
| 13 | II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 | a |
|----|--|----------|

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は法人と連携し、人事、労務、財務等の状況を把握し、より円滑な園運営になるよう努めています。園の出納管理を職員とともにやり、定期的に法人と情報交換をしています。園長は日々現場をまわるほか、定期的に職員との面談を実施して、職員一人ひとりに心を配っています。今年度は働き方改革に基づく、超過勤務の軽減と有給休暇の計画的取得、該当者のキャリアアップの研修の受講推奨などを事業計画に取り入れています。園長は、職員の働きやすい環境のため、人材募集や計画的な人材育成により、職員の充実を図るようにしています。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

| | | |
|----|---|----------|
| 14 | II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。 | b |
|----|---|----------|

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

＜コメント＞

正社員、パート職員募集の法人の採用サイトでは、方針、社員の声、働きやすさなど、法人が運営する小規模園ならではの特徴を紹介しています。保育士を目指す学生向けに「1日インターンシップ」の募集をし、動画での園見学などを取り入れ、法人の求める人材を解りやすく伝えています。法人の目指す方向や園の理念に共感できる人材の確保に努め、園からは随時必要な人材についての要望を伝えています。計画書として十分に周知されていません。園内の人材育成については、新人にはチューター制度を取り入れ、他の職員には園長面談を通じて、必要とするスキル、個々のスキルに見合った研修への参加を実施しています。

第三者評価結果

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
 - b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
 - c) 総合的な人事管理を実施していない。
- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
 - イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
 - ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
 - エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
 - オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
 - カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。

＜コメント＞

法人の採用ページには法人の基本方針に基づき、「仕事と、プライベートを両立させて充実した生活を送りながら、保育士として成長したい方を求めています」と、期待する職員像を明確にしています。園独自の求める人材像について園の勤務ルールの中にも明記しています。人事基準は給与規定、人事考課規定に定め、処遇改善等人事管理を記載した就労規則が定められ、職員に周知しています。職務能力や成果を評価する基準については課題があります。年2回の園長との面談時に、職員自身の課題や目標について達成できたかを確認し、職員の意向や、園の要望を伝えています。昇給は、法人の定める給与規定、法人、園長との面談を通じて職員が適切な処遇が受けられるよう配慮しています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

労務管理は、園長が責任者となり、職員の就業状況、時間外労働データ、有給休暇の取得状況を確認し、必要に応じて面談を行い、助言や指導をするなど適切に行っています。職員の勤務体制は週2回、土曜日のみなど契約時に本人の意向を把握し、シフトを組んでいます。日常的に職員とコミュニケーションを図るとともに定期的に園長面談を行い、就業についての意向の把握に努め、働きやすい職場づくりをめざしています。また、就労規則にはハラスメント防止に関する規定を設け、職員の借り上げ住宅補助、健康管理のサポートなど職員の生活環境や心身の健康管理に気を配り、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を推進しています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

法人の定める職員像に沿って、園独自の求める人材像(期待する職員像)を園の勤務ルールに明記して、その人材像に近づくべく取り組んでいます。園長は各職員が自分の興味のある事を強みにして保育に生かしてほしいと伝えています。園長面談では年度初めに、本人の目標を聞き取り、それに見合う研修を勧めています。外部研修は常勤、非常勤に関わらず年1回必ず参加し、学習の機会を確保しています。年度末の園長面談では自己目標の達成度と次年度への計画を確認し、法人も共有しています。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 - エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 - オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

「期待する職員像」はホームページの人材採用ページにあり、それに沿った園の期待する職員像を明示して、職員にも周知しています。法人は入職した職員の研修を実施するほか、園長は年度初めに全職員に今年度の方向性を伝えるなどして理解を深めています。非常勤職員を含めた全職員の保育歴、資格、本人の希望、また今までの研修受講を基にした園の意向も含めて研修計画を立てています。法人の方針で役職保育士は設けず、職種ごとのグレードが明示されるものではありませんが、面談時に把握した内容、保育実施内容を基に個々の研修を実施してキャリアアップにつなげています。

第三者評価結果

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 - イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 - ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 - エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 - オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

園長は、職員一人ひとりの知識、技術、専門資格の取得状況を把握しており、全職員が必要な研修を受講できるように調整をしています。園は職員の経験年数や職能に応じて、正職員、パートとともに行政や外部の研修も勧め、新人職員にはチューター制度を設けてOJTが適切に行われています。今回、調理員がアレルギー対応の研修に参加し、その資料を全職員に回覧しています。職員が興味を持った研修には参加し、園内研修にするなど研修の内容を共有し、互いに学び合えるように努めています。園内研修は毎年テーマを決め、今年度は園長が人権について実施しています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

C

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

小規模園ということで教育実習の受け入れがありません。法人ホームページには、保育士を目指す学生のインターンシップの受け入れを明示しています。園長は横浜市の「実習生受け入れ」に関する研修を受け、実習生受け入れへの準備はできています。受け入れマニュアルの作成が望まれます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

a

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>
 法人ホームページでは、3つの基本方針と年齢別保育の考え方、職員方針、目指す人材、運営実績として系列園情報も掲載しています。また、各園のホームページも設け、園の特徴と保育目標や1日の保育の流れをイラストで説明するとともに、写真を添付して園内の様子を伝えています。第三者評価は今回初めてですが、園の自己評価に受審結果を記載して掲示する予定です。保護者には、重要事項説明書や出入口に苦情・要望などの窓口、外部の第三者員を明記して公表しています。苦情などは、内容に応じて公開範囲を決めています。地域の商店の協力でハロウィンパレードを行うなど、地域に園の活動を知ってもらえる機会があります。

第三者評価結果

| | | |
|----|---|----------|
| 22 | Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | a |
|----|---|----------|

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 - イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 - ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 - エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>
 保育所における事務、経理、取引等に関するルールは法人の定める「賃金規則」等、共通規定に基づき処理されています。園の財務は、年1回、横浜市の監査、法人の外部税理士による内部監査を受け、適正に実施しています。市の監査や内部監査、税理士などの報告をもとに、外部の専門家の指導や助言を受けるなど、園の組織運営の改善や経営の改善に努めています。運営規定に園長の権限、責任を記載し、職員に周知しています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

| | | |
|----|---|----------|
| 23 | Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 | a |
|----|---|----------|

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

重要事項制説明書に地域の子育て支援について記載し、利用者、保護者に伝えていきます。コロナ禍での開園のために積極的な地域交流は見送られてきましたが、園長は必要に応じて町内会の会議に参加しています。今年から町内会のお祭りに歩くことのできる園児は保護者同伴で参加し、法被を貸してもらい、山車に触るなどしています。散歩は目的を持って出かけ、図書館に本を借りに行ったり、散歩時に消防署に勤労感謝の気持ちの手紙を届けています。連携園の園庭開放に参加し、地域の子どもたちとのふれあいを経験しています。園は、さらに地域支援に力をいれたいと考えています。

第三者評価結果

24

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティア来園の際は、ボランティア、園児の安全に配慮して環境を整えて依頼をしています。クリスマスには大学生にサンタ役の依頼をしています。現時点での実績はありませんが、学生の職業体験などがあれば受け入れを前向きに検討したいと考えています。今後、受け入れの基本姿勢を示し、マニュアルを整備していくことが期待されます。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。

- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

園長は、子どもとその保護者の状況に対応できる関係機関(教育機関・行政・児童相談所・病院・療育センター等)をリスト化し事務所に掲示しています。支援が必要な子どもへの対応については、療育センターやその子どもの通う施設と連携し、専門機関からのアドバイスを参考に、保護者と子どもの様子を共有して保育に生かせるよう体制を整えています。虐待等、子どもの権利侵害の疑われる場合は、必要に応じて子ども家庭支援課と法人、場合によっては児童相談所と連携を図り、適切に対応を行う体制があります。地域の子育て家庭の情報などは、鶴見区子育てネットワーク連絡会に出席して情報共有をしています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
 - b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ア 保育所(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
 - イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
 - ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

園長は鶴見区の園長会に参加し、横浜市の配信などからも地域の状況を把握するようにしています。園見学の時は保育の専門性を生かし、育児についての相談にも応じています。地域の0歳児受け入れが少ない事に配慮して0歳児を多く受け入れられるように受け入れ人数の調整をしています。地域の子どもたちの状況、子育て世代の状況等、地域の情報は民生委員、児童委員から、情報収集や意見交換を通じて聞き取っています。地域のニーズの把握に努め、園長は町内会の会合にも出席しています。また地域の子どもたちへハロウィンのプレゼントなどを通して交流を図っています。

第三者評価結果

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

a

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
 - b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
 - c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 - ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。

- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

園では、把握した地域の福祉ニーズ等に基づき、今年度より、メール、来園、電話での育児相談を実施しています。その際の地域の子育て家庭との会話から地域ニーズの把握にも努め、未就園児家庭の相談にも応じています。地域との交流に力をいれ、園児、保護者、職員と共に町内会活動(お祭り)に参加しています。「子ども110番」に登録し、地域の小学生の見守りも行っています。園長は町内会の会合に参加し、災害時に園でできる支援を提供できるように連携を図っています。今後は、さらに園での専門的な知識を生かし、地域活性化への取組が期待されます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
 - ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

全体的な計画には、保育所の社会的責任として人権に配慮する、子どもの人格を尊重し保育を行う、と子どもの人権に配慮した保育に取り組むことを明記しています。これに沿った、理念、保育方針、目的は保護者、職員の目につきやすい、園出入口の掲示板、保育室内、事務室などに掲示し、園全体に周知しています。職員は、子どもの人権に関する研修に参加しています。また日常の保育時で不適切な対応などが見られた時には、園長から指導を受けています。自己評価においても人権について振り返りを行い、人権擁護のためのセルフチェックも実施しています。子どもに対して決めつけをせずに、子どもができるだけ自身で選択できるように配慮しています。

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

法人による「個人情報保護規程」が定められ、個人情報保護マニュアルを作成しています。入園の際には保護者にも個人情報取組への理解と、SNS等への掲載を控えてもらえるように伝え、同意を得ています。子どもの羞恥心に配慮して、おむつ替えはトイレ内で行い、水遊びは日よけ、目隠しを設置して外部からの視線を遮っています。また着替えの時には、上半身、下半身と順番に着替えをする事を職員は子どもにわかりやすく説明し、子ども自身も羞恥心に配慮できるように伝えていきます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 - エ 見学等の希望に対応している。
 - オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

園のホームページには保育園の特徴や園の方針等が書かれています。パンフレットには、保育理念、保育方針、保育目標が記載され、写真を用いて1日の園活動を分かりやすく掲載しています。また、年間行事を記載し、利用希望者に園の情報を提供しています。見学希望者が何を見学したいかを聞き、ニーズに答えられるように対応しています。利用希望者の見学は園長が対応し、保育の様子を見てもらい、パンフレットを用いて説明し、質問、疑問に丁寧に回答しています。園では、見学者からの要望、質問などをファイルにして情報収集に努めています。

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園予定の保護者に対し入園説明会を開催し、重要事項説明書や運営規程に沿って保育園の生活や運営について説明を行っています。その後、園長と担任で個別の面談を実施し、提出書類の内容を確認しています。気になったことなどは入所の面談記録に追記しています。子どもの入園にあたり、保護者の不安、心配事の軽減に努め、安心して子どもを預けられるように配慮しています。特に配慮が必要な保護者に対しては、保護者が知りたい情報について園長が丁寧に説明し、対応しています。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

重要事項説明書には卒園後の受け入れ連携施設として、幼稚園、保育所が明記されています。連携園への進級については、受け入れ先の職員への申し送りや、連携園の園庭開放に出かけるなどして、子どもへの持続的な支援ができるようにしています。他園への転園については個人情報も踏まえて特に行っていませんが、転園先から依頼があった場合は、保護者からの了解を得て対応できる体制があります。必要に応じて行政との連携も取っています。今後は、保護者向けに卒園児、保護者からの相談に対応する事を記載した文章を作成することが期待されます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
 - イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 - ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
 - エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
 - オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
 - カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

子どもの成長に伴う、興味の先や表情を見逃さずに日々の保育を実施して、子どもが遊びを自主的に選択できる環境や、職員との関りから満足度を把握するようにしています。そのため、遊びに飽きないように、遊び内容や環境を変化させる工夫をしています。また、個人面談やクラス懇談会、日々の会話から保護者の意向と満足度を確認しています。書面での運営委員会ではアンケートを実施しています。把握した子どもと保護者の意向は、毎日の打ち合わせで共有し、課題がある場合は必要に応じて検討し、職員間で改善につなげています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決の仕組みは、「重要事項説明書」に記載し、保護者に説明しています。苦情解決の仕組みを玄関に掲示しています。いつでも保護者が苦情・要望を投函できる意見箱を設置しています。苦情解決は、受付担当者1名、相談・苦情解決責任者園長、第三者委員2名で構成し対応しています。保護者からの苦情や意見などは苦情・相談処理簿に記録するとともに職員会議などで検討し、決定した内容を職員間で共有しています。苦情や意見などへは個別に対応するほか、公表が必要であると判断した内容は、保護者の同意を得たうえで園だよりや掲示などで周知しています。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

保護者に配付する重要事項説明書に、保育内容に関する相談・苦情の受付先を掲載するほか、玄関にも同じ内容を掲示しています。個人面談を実施して相談や意向を聞き、保護者の希望に沿って随時相談を受け付けています。相談方法として口頭での相談や、電話、文章での受付ができる事も伝えています。固定した担任制ではないので、どの職員でも相談や意見を述べやすい雰囲気、環境になるよう工夫をしています。保護者からの申し出は必要に応じて日時を約束し、プライバシーが守られる場所を選び、園長が対応したりしています。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 - イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 - ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 - エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 - オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 - カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

園への問い合わせ、相談および要望等の対応方法は、苦情解決規程に定めており、また、保護者が相談や意見を伝えやすいように意見箱を設けています。職員は苦情解決規定に沿って同じ対応ができるよう努めています。保護者からの意見、要望は内容によっては即答せず、回答時期の目安を伝えて園長と相談し、解決まで相談者とのコミュニケーションが途切れないよう配慮しています。行事後アンケートなどで寄せられた意見は、集約して職員間で共有し、園運営の改善と保育の質の向上に生かすよう努めています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

園長は責任者として園運営全般のリスクマネジメントを行い、危機発生時の指揮権順位や非常時の役割分担を明文化して職員に周知しています。園長はリスク管理に関する園内研修を行い、検討、討議を行っています。ヒヤリハットは園長が報告事例を取りまとめ、事故の起きやすい時間帯、活動内容、年齢などを分析し、園全体で共有して、反省点や予防策を職員で話し合っています。そのほか安全管理チェック表を用いた定期的な点検で、園内の安全確保に努めています。AEDや心肺蘇生などについても園内研修を実施しています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

園作成の「感染症マニュアル」に基づいて園長を中心に管理体制を整備しています。嘔吐処理、ノロウイルス対応、インフルエンザ対応などや、感染症蔓延防止、衛生管理に関わる園内研修を実施して職員の理解を深めています。感染症が発症する時期を考慮して嘔吐処理の手順などを確認し、研修で共通理解に努めています。年間保健計画を作成し、保健だより、園内の感染状況の掲示等を通じて子どもの健康や感染症について保護者への注意喚起、協力を仰いでいます。感染症、衛生管理に関するマニュアルは行政からの指示や新たな手順になった場合など、最新の情報になるように随時差し替えています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a)地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b)地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c)地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ア 災害時の対応体制が決められている。
 - イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 - ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 - エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 - オ 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

様々な災害を想定して、毎月避難訓練を実施しています。園の立地条件に配慮して、河川の氾濫を想定し、園が入居しているマンションの協力を得て垂直避難訓練や、広域避難場所への複数ルートの確認をして緊急時に備えています。PCBを作成し、予想される災害時に開園のための出勤職員、災害時の役割、その担当者が不在の場合の代行などを明確にしています。また、保護者の協力で年1度引き取り訓練を行い、同時に災害時に利用する「伝言ダイヤル」を体験できるようにしています。今年度からメールの配信アプリを取り入れ、伝達ルートを整えています。3日分の備蓄の管理は園長と常勤職員が行い、期限、種類、数の管理をしています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

b

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

保育の実務に即した園独自のマニュアルを多数作成し、全職員に周知・活用しています。各マニュアルには、具体的な手順と共に実施上の考察や配慮事項を併記し、保育の実施方法の標準化を図っています。園児一人ひとりの保育計画を作成し、個々の異なる成長に応じた保育を心掛けています。園長が保育の現場に入って保育の実施状況を確認していますが、職員全員で確認できる仕組み作りの必要性を感じています。標準的な実施方法については入職時の説明のみとなっており、理解を深めるため内部研修等の機会の設置が望まれます。

第三者評価結果

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

実施方法の検証・見直しは年度末に園長を中心に行っています。保護者から送迎時や懇談会での意見・要望を検討して適宜見直しを行い、柔軟に対応しています。見直しにより保育活動に新しい内容を導入する際は、全職員で情報共有して指導計画に反映させています。児童福祉に関する法制度の改正や社会情勢の変化、事件・事故の報道等を踏まえて、随時見直しを行っています。保育の実施を担う職員の改善提案や意見を取り入れ、より実情に即した内容構成にも配慮しています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
 b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
 c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

園長を指導計画作成責任者とし、全体的な計画に基づき、年間指導計画や月案等を作成しています。全ての園児の個別指導計画を作成しており、入園時に記入してもらった児童票や健康台帳の情報をもとに、保護者と面談を行っています。保育実践の中で子ども一人ひとりの状況把握を行うとともに、日々の関わりや個人面談等を通じて保護者の意向・要望を把握し、計画内容に反映させています。生育状況、疾患や障害等、関わりに配慮を要するケースへの対応は、区の担当保健師や連携園等の関係機関から助言を受け、適切な保育を提供しています。

第三者評価結果

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

年間指導計画は四半期に、各案はそれぞれの終わりに、課題を明らかにして評価・見直しを行う仕組みがあります。指導計画の変更点は職員会議や午睡時の15分ミーティングで職員と共有しており、議事録に残して全職員の回覧で周知しています。評価結果や見直した点は、園の自己評価として保護者に公表しており、次期指導計画にも反映して改善に取り組んでいます。指導計画を緊急に変更する手順は決めていませんが、適宜、園長が対応しています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
 b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
 c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
 イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
 ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
 エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
 オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
 カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子どもの発達状況や生活状態は、個別指導記録や健康台帳(成長曲線)、個人面談記録等に記載され、入園時に記入してもらった児童票とともに「個人ファイル」で一元管理しています。月案・週案・個別指導計画は園で統一した様式を採用しており、記録の記載内容や書き方に差異が生じないように、記載例を掲載したマニュアルを作成し、園長が助言・指導しています。職員間の緊密な情報共有と連携は、口頭伝達とともに、連絡事項を随時記載して共有する「伝達ファイル」を活用しています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
 b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
 c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。

- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

法人作成の「機密情報遵守ルールについて」に、守秘義務及び個人情報保護、子ども・保護者情報の取り扱い等が記載され、全職員に周知する他、園内研修を実施して厳正な取り扱いと行動の徹底を促しています。個人情報に関わる書類は鍵付の書庫で管理し、漏洩防止に配慮しています。園のパソコンはパスワード設定の上、特定の職員のみが使用できるようにしています。保護者には重要事項説明書に個人情報保護の方針を明記し、同意書を受け取っています。園独自のマニュアルを作成し、職員が閲覧できるようにしています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

| | | |
|----|---|---|
| A1 | A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。 | b |
|----|---|---|

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、保育所保育指針や法人の定める基本方針・保育の考え方、園の理念や目標に基づいて作成しています。子どもの発達過程に考慮して、継続児がどのような成長をしているのか、育ちの連続性に留意しながら具体的な姿を意識してねらいと内容を記載しています。法人の基本方針や保育理念、園としての目標や保育方針は、休憩室や事務室など職員の目に入りやすい場所だけでなく、保護者の意見から保育室にも掲示して周知を徹底し、年度末に全職員で確認しています。全体的な計画の作成は園長が行っており、全職員が作成に参画することが難しく、課題となっています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

| | | |
|----|--|---|
| A2 | A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 | b |
|----|--|---|

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

室内の温度・湿度は状況や状態に応じて調整しています。食事と睡眠のスペースを確保するため、保育室内中央にあるアコーディオンカーテン(防災加工済)で仕切り、双方落ち着いた雰囲気の中で生活できるように配慮しています。安全点検は日々の点検と毎週初めに行う項目に分けて、改善点があればその週のうちに解決しています。過去に横浜市の巡回相談で、地震対策の不備を指摘されたことがあり、それ以降、地震等で物が落ちないように落下防止の対策を強化しています。乳児から満3歳児が同じ保育室で過ごしており、一人ひとりがくつろいだり落ち着いたりできる空間が十分ではありません。保育スペースの一角に段ボールでクールダウンスペースを作ったところ、他の子どもたちが興味を持って集まってくるため目的通りに使用することが難しく、課題となっています。

第三者評価結果

A3

| | |
|---|---|
| A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。 | b |
|---|---|

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園前の情報を記載してもらった児童票や個別指導計画等に、子ども一人ひとりの発達過程や家庭環境を随時追加記載して、子どもの成長や発達段階の把握に努め、小規模保育園の特性を生かして全職員で共有しています。どのような状況においても一旦は受け止め、子どもの気持ちに寄り添って関わっています。この1年間は子どもたちに対して穏やかに話すことを特に心掛けています。保育士がゆったりとした気持ちで関わり、子どもが安心できる生活空間づくりに努めています。保育の流れも時間で区切るのではなく、子どもが今、求めていることは何かを考えながら臨機応変に対応しています。子どもの、言葉にならない思いを汲み取り、代弁し関わっています。最新のニュースから各自で振り返りを行い、何ができていないか、足りないか、と日々向上心をもって保育に向き合いたいとしています。

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

発達段階に応じて、自分でやろうとする気持ちを尊重して見守っています。最後まで見守り、出来た時には子どもと共に喜んでいきます。基本的な生活習慣の習得は、個々の発達や年齢に応じた時期を見極め、保護者と発達を共有して、強制することなく進めています。靴や衣服の着脱がしやすいように各所に低めのベンチを用意しています。給食は個々の発達に応じた食具を使用しています。トイレトレーニングでは、トイレに好きなキャラクターの壁面を飾り、意欲につながるような環境設定をしています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

b

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
 - カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
 - キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
 - ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。

- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

天気の良い日には積極的に戸外活動を行っています。その中で、交通ルールや遊具の使い方等を学ぶことを心掛けています。年間を通じてテラスでの野菜や花の栽培を行い、野菜を収穫して食べる楽しさを学んでいます。連携園の園庭開放や図書館の利用、町内会のお祭りの参加、ハロウィン等の行事を通じて地域交流を図り、消防署訪問等で社会体験ができる機会を設けています。自分で玩具を選べるように手の届く所に玩具を置き、自主的に玩具を選べるようにしています。保育活動の中で本物の楽器や絵の具、廃材等様々な素材に触れ、強要することなく自分のペースで体験できるように工夫しています。異年齢児との生活や遊びの中で、他児に興味を持ち、人間関係が育まれるような環境を整えています。乳幼児のため協同して活動することは難しいと感じています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
 - イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
 - ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
 - エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
 - オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
 - カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0歳児の生活のリズムに配慮して無理なく過ごせるように、一人ひとりの一日の食事・睡眠時間や生活のペース等を記録に残して職員間で共有・把握しています。身体の状態を常に把握し、気になる点があれば午睡時の15分ミーティングで職員全体に共有しています。子どもの細やかな表情を汲み取ったり、穏やかに話しかけたりしてスキンシップを大切にし、丁寧に関わっています。乳児専用の玩具を用意して、声の大きさや光の強さにも配慮し、0歳児のみで過ごすことができるように職員間で連携を図り、安心できる環境を提供しています。保護者とは送迎時のコミュニケーションを大切にしており、複写式の連絡帳を活用して、家庭での生活の様子を確認しています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
- カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

子どもの思いを第一に考え、保育士は見守りながら必要に応じて言葉を補い、子ども同士の関わりを大切にしています。自分でやりたい気持ちを受け止めてできる範囲を見極め、自分で行うことの意欲をもつことを優先的に考えています。0～2歳児の混合保育の中で、個々の成長、発達段階を把握しながら、ワンフロアで可能な範囲の中での環境構成を行っています。歩けるようになると特に探索活動が盛んになるため、歩く場所の危険物の確認を事前に行ったり、写真付きの公園安全点検表を作成して子どもが安全に遊ぶように環境を整えています。1、2歳児の保育で養護と教育が一体的に展開されるように心掛けています。連絡帳や送迎時のコミュニケーションを通じて家庭と連携を図っています。

第三者評価結果

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

C

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
 - ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

0～2歳児対象の施設の為、対象児がいません。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

現在、障害児と認定された子どもは在籍しておらず、身体障害児に対するハード面の整備が充分ではありません。受け入れに備えて、外部研修を受講して複数の職員が学びを深めています。また、前職が療育センター、障害児担当をしていた職員、ダブルワーク先で発達支援を行っている職員が複数在籍しており、受け入れた際は、経験のある職員が中心になって対応する予定ですが、受け入れマニュアル等の作成には至っていません。配慮が必要な子どもに対しては、個別指導計画を作成して対応する体制が整っています。今後も研鑽を積んでいくこととしています。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
 - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

登園時、日中の様子、降園時の様子と家庭からの申し送り事項を見開きページに記載している「伝達ファイル」を作成しています。前日非番だった職員も容易に確認ができるようにして、全職員で子ども一人ひとりに関する必要事項を共有しています。保護者と密に連携が図れるように、子どもの正確な情報を記録して引き継ぎをしています。登降園時の保護者対応、連絡帳の記入等を丁寧に行っています。子どものその時の心身の状態を把握し、在園時間を配慮して静と動の活動を調整しており、状況に応じて年齢別で活動できる時間を作っています。保育室がワンフロアのため、集団生活の中で子ども一人ひとりへの配慮に限界を感じており、状況に応じて穏やかに過ごす環境の提供が課題と感じています。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

C

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

0～2歳児対象の施設の為、対象児がいません。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

登園時の視診を行い、保護者に家庭での様子を聞き取り、受け入れを行っています。保護者から確認した情報を伝達記録に記載し、全体で共有しています。毎日、保護者に記入してもらっている健康チェックカードで健康状態を把握しています。怪我があった場合は事故記録に残し、降園時に保護者に伝えると共に、翌日の事後の確認を行い、全職員で共有して再発防止を徹底しています。毎月「ほけんだより」を発行して、保育園内や地域で流行している感染症の情報を子どもの体調と共に保護者に伝えています。乳幼児突然死症候群(SIDS)については、「睡眠マニュアル」を用意して職員への周知・研修を実施しています。保護者には園の説明会で情報提供を行っています。健康管理に対しての不適切な対応や配慮不足を防ぐため随時見直しを行っており、必要に応じて嘱託医や嘱託歯科医に相談して助言を得ています。

第三者評価結果

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
 - ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

年2回、健康診断と歯科健診をしています。健診前に保護者から質問や悩みなど嘱託医に訊きたいことを確認しています。健康診断・歯科健診の結果と質問の回答を書面で保護者に伝え、健康台帳や児童票に追加記載して「個別ファイル」に保存・職員に共有しています。所見がある場合は直接保護者に伝えています。身体測定は毎月実施して保護者に確認してもらい、成長過程を共有しています。自治体の健診未受診、予防接種の未接種児がいた場合、嘱託医・担当保健師と情報共有して保護者対応につなげています。

| | | |
|-----|---|---|
| A14 | A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。 | a |
|-----|---|---|

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギー対応ガイドラインに沿った園独自のマニュアルを作成しています。園内研修でアレルギー対応に関する必要な知識や情報を習得して職員全員の共通理解を図り、適切な対応に努めています。アレルギーや慢性疾患に関する情報収集を常に意識しています。児童票の記載をもとに、アレルギーや宗教食、未食について、園長・保育士・調理員・保護者で面談し、情報共有しています。調理員は外部研修を受講して、誤提供のない調理作業に取り組んでいます。事故を防ぐために専用トレイや食器・介助者のエプロンや布巾類の色分けを行い、マニュアルに従った除去食の声出し確認で職員共有の後、配膳・提供しています。調理員と園長はメニュー確認を行い、アレルギー児の食事は先に調理・盛り付けをして事務室で保管しています。入園前説明会でアレルギー疾患に関する情報を提供して、飲食物の持ち込みや飲食の禁止の理解を図る取組を行っています。

A-1-(4) 食事

| | | |
|-----|---------------------------------|---|
| A15 | A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。 | a |
|-----|---------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 - エ 食器の材質や形などに配慮している。
 - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 - ク 子ども食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

食育担当リーダーを中心に、食事を楽しむために環境設定の工夫・配慮を職員で話し合い、実践しています。四半期ごとに反省と見直しを行い次に繋げています。テラスでの野菜の栽培・観察・収穫体験など、給食の食材に触れる機会を定期的に設けて食への興味を育て、食べられる食材が増える取組を行っています。年齢に合わせた食事量を提供し、好き嫌いがあっても無理強いせず、少しでも食べられたら褒めるようにしています。テーブルや椅子の高さ、座り心地等、子ども一人ひとりに合わせて調整しています。陶器の食器(強化陶器)を使用して、食器を大切に扱うことを学んでいます。年齢や発達に合わせた食具を用意しています。行事やイベント食の時には子ども達とランチョンマットを作製して、飾り付け・盛り付けを工夫し、給食が楽しくなるように努めています。保護者向けの食育勉強会を開催して好評を得ています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

月2回のイベント食は、特別な飾り・盛り付けをして季節に合わせたメニューを提供しています。子どもの発達に応じて食具を変えており、調理では切り方やとろみで誤飲・喉つまりがないように配慮しています。食べた量を個別に連絡帳に記載して保護者と共有しています。離乳食の移行においては、保護者・保育士・調理員が連携して無理なく進められるよう配慮しています。調理師・調理員は喫食状況や子どもたちの食事の様子を確認しています。子どもたちが育てた野菜を調理室に渡しに行き、調理員と会話をして関わる機会を設けています。調理員と職員による安全点検・温度点検・食材チェックを行い、用途に応じて調理器具を使い分け、衛生管理とアレルギー対応に努めています。園長自身が調理の研修等を受け、調理員としての知識と技術を身に付けています。時々調理を行っており、現場の把握に努めています。調理に関する課題や衛生管理などの質問や改善に即時対応しています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

| | | |
|-----|---|---|
| A17 | A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 | a |
|-----|---|---|

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

毎日の送迎時のコミュニケーションを大切にして、家庭の様子を聞き取り、園での様子を伝え、家庭との連携を図っています。お互いに疑問に感じたことや確認したいことはその場で解決できるように丁寧な対応を心掛けています。複写式の連絡帳を活用して情報交換を行い、保育に生かしています。懇親会や運営委員会に加え、子どもの誕生日に保護者の保育参加を実施しています。園での子どもの様子を見てもらうことで理解を得られ、保護者との信頼関係構築につなげています。お迎えの時間に合わせて、日々の活動や様子を写真等も交えて情報発信し、保護者と子どもの成長を共有できるように支援しています。毎月、園だより・食育だより・ほけんだよりを発行して、活動の様子や保育内容の他、各種情報を伝えています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

| | | |
|-----|------------------------------------|---|
| A18 | A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。 | a |
|-----|------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者が安心して子育てできるように、日頃から送迎時の伝達や連絡帳を通してコミュニケーションを図り、丁寧に対応することを心掛けています。送迎時には、家庭と園での様子をお互いに伝えあい、子どもの様子を共有しています。連絡帳の書き方やコミュニケーション時の注意事項など、園内研修とマニュアル作成に力を入れ、保護者との信頼関係構築に努めています。年2回(希望があれば3回)の個人面談に加え、保護者の相談には随時対応しており、「個人ファイル」に記録して園長・職員で共有しています。相談内容に応じて外部の関係機関による支援にも繋げています。保護者の急な残業や休みの日等、保育時間の変更にも柔軟に対応しています。保育所の特性を活かして、園長が育児相談に応じています。保護者支援の一環として、週末の親子の触れ合いに役立てるよう絵本の貸し出しを行っています。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
 - イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
 - ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
 - エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
 - オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
 - カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
 - キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

園独自の「虐待防止マニュアル」が作成されています。朝の受け入れ時の視診を丁寧に行い、子どもの傷や気になる様子があれば保護者に確認し、園長に報告する体制が構築されています。過去に関係機関と連携して対応したケースがあり、虐待の早期発見や虐待予防の重要性を感じ、意識を高めています。保育士自身の対応について不適切行為や言動がなかったか、常に振り返りを行い、職員間の共有や体制の見直し・整備を行う必要があると考えています。園内研修を実施していますが、非常勤職員はマニュアルの配布のみで研修には参加できていないことが課題となっています。保護者に、虐待など権利侵害の禁止や児童虐待防止法を遵守することについて書面での告知が望まれます。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

| | | |
|-----|---|---|
| A20 | A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 | a |
|-----|---|---|

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

保育士会のセルフチェックリストを年2回実施して、自らの保育を振り返り、次年度に繋げています。自己評価実施後、職員間でのグループワークを年間計画に盛り込み、お互いの学びや意識の向上に繋げています。職員同士の話し合いを大切に、保育実践の振り返りや子どもの育ちを共有しています。園長・法人代表との面談を半年ごとに実施し、職員一人ひとりのキャリアアップ・自己研鑽・成長支援を応援しています。職員個々の自己評価をもとに課題点を分析し、組織として子どもの育ちにつながる保育実践への体制づくりを目指しています。職員個人の自己評価を園全体の保育実践の自己評価に繋げています。



株式会社フィールズ
〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F
TEL:0466-29-9430
Mail:hyouka@fieldsshonan.jp

A thick, solid pink horizontal bar spans the width of the page at the bottom, serving as a decorative footer element.